

V 助産教育認証評価に係る規則・規定

1 特定非営利活動法人日本助産評価機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非常利活動法人日本助産評価機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区鳥越2丁目12番2号日本助産師会館3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、母子を中心とした一般市民を対象として、助産実践及び教育の第三者評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援すると共に、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般住民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非常利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 助産教育第三者評価実施事業
- (2) 助産実践第三者評価実施事業
- (3) 助産教育評価基準作成・維持事業
- (4) 助産実践評価基準作成・維持事業
- (5) 助産教育評価員の育成、研修事業
- (6) 助産実践・教育に関する情報収集、研究事業
- (7) 助産実践・教育評価に関する普及啓発事業
- (8) 助産実践・教育に関わる団体との情報交換及び共同事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	0 円
	賛助会員 (個人・団体)	0 円
(2) 年会費	正会員 (個人)	10, 000 円
	正会員 (団体)	100, 000 円
	賛助会員 (個人・団体)	1 口 50, 000 円 (1 口以上)

7 この定款の一部変更は、法第 25 条第 3 項の規定により平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

2 特定非営利活動法人日本助産評価機構助産専門職大学院評価員倫理規定

平 20. 4. 15 . 決定

平 22. 4. 01 . 改訂

平 22. 10. 6 . 改訂

第 1 条 特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）の行う助産専門職大学院認証評価及び助産実践評価に従事する評価者は、大学及び助産実践の質的向上および教育・研究・実践の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行わなければならない。

第 2 条 本規定において「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 助産専門職大学院認証評価評議会の評議員、及び助産実践評価評議会の評議員
- (2) 助産専門職大学院認証評価の評価委員会委員及び幹事、及び助産実践評価の評価委員会委員及び幹事
- (3) 助産専門職大学院認証評価の評価員、及び助産実践評価の評価員
- (4) 異議審査委員会の委員

第 3 条 この規定において「利害関係者」とは、助産専門職大学院認証評価及び助産実践評価を申請、または予定している大学・助産実践の役員および専任の教職員及び助産実践者をいう。

第 4 条 評価者および本機構事務局職員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けとること。
- (2) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (3) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (5) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (6) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、評価者および本機構事務局職員は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学、法人のロゴが入ったもの）であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。ただし、額面 3 千円を超えるような金券類の贈与を受けてはならない。

- (2) 多数のものが出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。

第5条 評価者および本機構事務職職員は、私的な関係（評価者および本機構事務局職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

第6条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本機構の認証評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編さんをしようとする場合は、あらかじめ特定非常利活動法人日本助産評価機構理事長の承認を得なければならない。

第7条 この規定の改廃は、理事会が決定する。

3 助産専門職大学院認証評価事業基本規則

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、学校教育法第69条の4に定める文部科学大臣の認証を受けて、助産専門職大学院の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、助産専門職大学院の認証評価事業を行うことを目的とする。

(付帯業務)

第2条 機構は、前条の認証評価事業に付帯して、評価を適切に行うための助産専門職大学院及び助産師養成制度全般に関する情報収集と調査研究、評価依頼校への適宜の情報提供、助産師養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

(助産専門職大学院認証評価部)

第3条 認証評価事業及びその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき助産専門職大学院認証評価部がこれを行うものとする。

2 助産専門職大学院認証評価部は、認証評価評議会、評価委員会、評価員、異議審査委員会、認証評価事務局から構成される。

3 助産専門職大学院認証評価部において、所定の手続に基づいて作成もしくは修正された評価報告案（原案）は、所定の手続に従い機構の評価報告書として確定・公表される。

(守秘義務)

第4条 機構、助産専門職大学院認証評価部の構成員は、認証評価事業及びその付帯業務の遂行により取得した助産専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第1条第1項の認証評価事業の実施・公表のために必要がある場合を除く。

第2章 認証評価評議会

(目的)

第5条 助産専門職大学院認証評価部の最高意思決定機関として、認証評価評議会を設ける。

(権限)

第6条 認証評価評議会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の策定・変更等認証評価事業及びその付帯業務の基本的事項を決定する。
- (2) 評価委員会委員、異議審査委員全委員を選任する。
- (3) 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議の申立の採否を決定し、必要があるときは評価報告書（原案）を修正する。
- (4) この基本規則の改正案を決定する。
- (5) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

（構成）

第7条 認証評価評議会は、9名の認証評価評議員をもって構成する。認証評価評議員のうち3名が助産教育に従事する大学院教員、3名が実践に従事する助産師、3名が一般有識者（教育学、産科学、ジェンダー論等に関連する）とすることを原則とする。

（認証評価評議員の選任）

第8条 認証評価評議員は、機構理事会において選任する。

（任期）

第9条 認証評価評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された認証評価評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（認証評価評議会議長）

第10条 認証評価評議会議長は、認証評価評議員の互選により決する。

- 2 認証評価評議会議長は、助産専門職大学院認証評価部を統括し、これを代表する。

（認証評価評議会の開催）

第11条 通常認証評価評議会は、原則として毎年1回定時に開催する。

- 2 臨時認証評価評議会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議の申立を審理する必要があるとき。
 - (2) 機構理事長または認証評価評議会議長が必要と認めたとき。
 - (3) 認証評価評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 前項(1)の異議の審理は、第51条所定の異議審査委員会の異議審査書が認証評価評議会に提出された後に行なわれる。

（招集）

第12条 認証評価評議会は、認証評価評議会議長が招集する。

(定足数)

第13条 認証評価評議会は、認証評価評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第14条 認証評価評議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 認証評価評議員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第15条 やむを得ない理由のため認証評価評議会に出席できない認証評価評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その認証評価評議員は出席したものとみなすものとする。

(議事録)

第16条 認証評価評議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(認証評価評議会運営規則)

第17条 認証評価評議会は、その運営に関して、別途、認証評価評議会運営規則を設ける。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 認証評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書(原案)の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

(権限)

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書(原案)を作成する。
- (2) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項その他認証評価事業及びその付帯業務の実施に関する事項について決定する。
- (3) 助産専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業及びその付帯業務に関する契約締結について決定する。
- (4) 評価員を選任し、または解任する。
- (5) 助産専門職大学院ごとに評価員から成る評価チームを編成する。

(6) 認証評価事業及びその付帯業務についての諸事項で、(2) に当たらないものにつき、これを決定する。

(構成)

第20条 評価委員会は、10名程度の評価委員をもって構成する。評価委員のうち4名程度が大学及び大学院助産分野の専任教員、3名程度が実践に従事する助産師、3名程度が研究者及び受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

(評価委員会委員の選任)

第21条 評価委員会委員は、認証評価評議会において選任する。

(任期)

第22条 評価委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された評価委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第23条 評価委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。これらは、評価委員会委員の互選により決する。

(開催)

第24条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

(招集)

第25条 評価委員会は、認証評価評議会議長または評価委員会委員長が招集する。

(議長)

第26条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち1名がこれに当たる。

(議決)

第27条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評価委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 評価委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

(議事録)

第28条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第 29 条 評価委員会は、出席した評価委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることができる。この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(評価委員会運営規則)

第 30 条 評価委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第 4 章 評価員

(目的)

第 31 条 助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料を調査し、現地調査を行い、調査結果(案)を作成する等の職務を行うため、評価員を置く。

(評価員名簿)

第 32 条 評価員に選任された者は、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を登載する。

(評価員)

第 33 条 評価員は評価委員会により選任されるものとし、認証評価評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。

(評価チーム)

第 34 条 評価チームは、評価する助産専門職大学院ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員 3 名から成るものとする。なお、評価チームの構成については、原則として、評価員 3 名のうち 1 名は大学及び大学院助産分野の専任教員とし、2 名は助産師であって大学院助産分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者とする。

2 助産専門職大学院の規模により、前項の評価員数は増加することがある。

3 評価対象助産専門職大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、当該助産専門職大学院の評価チームの評価員となることはできない。

(権限)

第 35 条 評価員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価を行う助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料から調査報告書(案 1)を作成し、その後、調査及び現地調査を行い、評価についての調査結果及び意見を記載した調査報告書(案 2)を作成し、評価委員会へ提出する。

(主査・副査)

第 36 条 評価チーム 3 名のうち、1 名を主査とし、1 名を副査とする。

(主査・副査の権限)

第 37 条 主査は、評価チームを統率するとともに、調査報告書（案 1 及び 2）を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第 38 条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修に参加しなければならないものとする。

(任期・辞任・解任)

第 39 条 評価員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出ることとする。

3 評価委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

第 5 章 異議審査委員会

(目 的)

第 40 条 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議を審査するため、異議審査委員会を設ける。

(権 限)

第 41 条 異議審査委員会は、助産専門職大学院から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を認証評価評議会に報告する。

(構 成)

第 42 条 異議審査委員会は、5 名の異議審査委員をもって構成する。異議審査委員のうち、3 名は有識者、大学院助産分野の専任教員、2 各は機構の副理事長及び監事とすることを原則とする。

(異議審査委員の選任)

第 43 条 異議審査委員は、認証評価評議会において選任する。

(任 期)

第 44 条 異議審査委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された異議審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第 45 条 評価報告書(原案)に対し、評価を受けた助産専門職大学院から出された異議は、異議審査委員会に当然に付託され、異議審査委員会が開催される。

(委員長)

第 46 条 異議審査委員会の互選により、異議審査委員会委員長 1 名を定める。

(招 集)

第 47 条 異議審査委員会は、異議審査委員会委員長が召集する。

(議 長)

第 48 条 異議審査委員会の議長は、異議審査委員会委員長がこれを行う。

(議 決)

第 49 条 異議審査委員会の議事は、原則として、出席し議事に参加した異議審査委員全員の一致によるものとする。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできるものとする。

(秘密会)

第 50 条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

(異議審査書の作成)

第 51 条 異議審査委員会は、議事の結果について異議審査書を作成し、認証評価評議会に提出するものとする。

(異議審査委員会運営規則)

第 52 条 異議審査委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第 6 章 認証評価事務局

(目 的)

第 53 条 認証評価事業に係る事務を処理するため、認証評価事務局を設置する。

(構 成)

第 54 条 認証評価事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

(任 命)

第 55 条 事務局長その他の事務局員は、理事長が任命する。

- 2 評価対象助産専門職大学院と利害関係を有する事務局長その他の事務局員は、当該助産専門職大学院にかかる認証評価事業に係る事務の処理に関与することはできない。

(事務局長)

第 56 条 事務局長は助産師とする。

(事務局員)

第 57 条 事務局員は無給を原則とするが、必要に応じて有給の職員も置くものとする。

- 2 有給職員を含む事務局員は、助産師及び研究者を中心とし、それら以外の事務担当者も含むものとする。
- 3 有給職員は、常勤または非常勤とする。

第 7 章 事業会計

(総 則)

第 58 条 認証評価事業会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

(評価手数料等)

第 59 条 認証評価評議会は、評価に関して助産専門職大学院から徴収する評価手数料等を決定する。

(事業報告)

第 60 条 認証評価評議会は、毎事業年度の始めから 2 か月以内に、前事業年度に係る事業報告案を作成し、これを機講理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第 61 条 評価事業の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 その他

(認証評価の受託)

第 62 条 機構は、助産専門職大学院から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該助産専門職大学院の認証評価を行うものとする。

（認証評価に関する諸規則）

第 63 条 認証評価に関する手続、評価報告書の確定・公表及び評価報告案（原案）に対する助産専門職大学院の異議申立に関する事項については、認証評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

（その他必要な事項）

第 64 条 この基本規則に定めるもののほか、認証評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、認証評価評議会において、別に定める。

（改 正）

第 65 条 この基本規則の改正は、認証評価評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附 則

本規則は、平成 19 年 11 月 1 日に制定し同日より施行する。

初年度の事業年度の開始日は、施行日からとする。

本規則は、平成 22 年 10 月 6 日に修正し同日より施行する。

4 助産専門職大学院認証評価手続規則

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、学校教育法第69条の4に定める文部科学大臣の認証を受けて、助産専門職大学院の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、助産専門職大学院の認証評価事業を行う。

本規則は、「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」第3条について、以下の手続き規則を定める。

(認証評価の着手)

第2条 機構は助産専門職大学院から認証評価の申請を受けた時点から認証評価に着手する。

2 助産専門職大学院認証評価事業基本規則第62条の「正当な理由」とは、評価員の確保等、評価の実施体制上、遅滞なく認証評価に着手することができない場合の他、天災等の不可抗力により認証評価の実施が不可能な場合をいう。

3 機構の認証評価に要する期間は、別紙「評価のプロセス」記載のとおり、評価実施の決定時から評価報告書確定までに、評価報告書（原案）に対する異議申立がなされる等により長期化した場合には2年、異議申立がなされなかった場合においても1年6か月の期間を要することから、機構の認証評価を受けようとする助産専門職大学院は、機構に対し、法令に基づき認証評価を受けるべき期限から2年を遡った時点までに、認証評価の申請を行うものとする。

(認証評価のプロセス)

第3条 機構の認証評価は、以下のプロセスを、概ね別紙「評価のプロセス」記載のスケジュールに準じて行う。

(1) 評価実施全体のスケジュールについての合意

機構と評価対象助産専門職大学院は、評価対象助産専門職大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。

(2) 担当評価員の選任と助産専門職大学院への通知

評価委員会は、評価対象となった助産専門職大学院（以下、「評価対象専門職大学院」という。）を担当する評価員を選任し、評価対象助産専門職大学院に通知する。

(3) 評価委員会は、評価対象助産専門職大学院に自己点検評価項目を通知し、説明会を実施する。

(4) 評価対象助産専門職大学院は、自己点検評価報告書を作成し、機構に提出する。

(5) 機構は、担当評価員の研修及び評価チームによる自己点検評価報告分析・検討を行う。

- (6) 評価チームは自己点検評価報告の書面審査結果を調査報告案（案 1）にまとめ、評価対象助産専門職大学院への質問事項と共に送付する。
- (7) 評価対象助産専門職大学院は評価チームによる調査報告書（案 1）に対する見解や質問事項を機構に提出する。
- (8) 現地調査
原則として 3 名の評価チームによる現地調査を行う。
- (9) 評価チーム報告書の作成
評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案 2）を作成する。
- (10) 評価報告書（原案）の作成並びに評価対象専門職大学院への送付等
評価委員会は、調査報告案（案 2）、自己点検評価報告案、関連資料にに基づき、評価を行い、評価チームは、これに基づき評価報告案（原案）を作成する。評価委員会は評価報告案（原案）を評価対象助産専門職大学院に送付して意見を求める。
- (11) 評価報告書（原案）の決定及び評価対象助産専門職大学院への送付
評価委員会は、上記（10）の評価対象助産専門職大学院からの意見を検討の上、評価報告書（原案）を決定し、機構は、評価対象助産専門職大学院に評価報告書を送付する。
- (12) 異議申立手続、評価報告案の確定、評価対象助産専門職大学院への通知、文部科学大臣への報告及び公表は、次条以下で定める。

（異議申立手続）

第 4 条 評価対象助産専門職大学院は評価報告書（原案）受領後 30 日以内に限り、機構に対して異議の申立を行うことができる。

2 前項の異議申立は異議事由を記載した書面を機構に送付することによって行う。

（異議審査委員会による異議申立の審査）

第 5 条 異議審査委員会は、評価対象専門職大学院からの異議申立を審査し、異議審査書を評議会へ提出する。

2 異議審査書には、異議審査委員による審査の結論及び理由を記載する。

3 異議審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。

4 異議審査委員会は、必要に応じ、評価対象助産専門職大学院・評価員等からの意見聴取を行うことができる。

（認証評価評議会による異議申立の審理）

第 6 条 認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、評価対象助産専門職大学院の異議申立の可否を判断する。

- 2 再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
- 3 認証評価評議会は、必要と認めた場合には、異議審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

(評価委員会による修正評価報告書(原案)の作成と認証評価評議会による審理)

第7条 評価委員会は認証評価評議会の再評価命令がなされた場合には再評価を行い、修正評価報告書(原案)を作成する。

- 2 評価委員会は、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書(原案)の内容は、認証評価評議会の再評価命令の内容に拘束される。
- 4 認証評価評議会は、評価委員会の作成した修正評価報告書(原案)について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
 - (1) 修正評価報告書(原案)が適当であるとして承認する。
 - (2) 修正評価報告書(原案)を修正する。
- 5 認証評価評議会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば異議審査委員会・評価対象助産専門職大学院からの意見聴取を行うことができる。

(評価報告書の確定、評価対象専門職大学院への送付並びに文部科学大臣への報告、公表)

第8条 評価報告書は以下の各号のいずれかによって確定する。

- (1) 評価委員会作成の評価報告書(原案)に対して、評価対象助産専門職大学院が所定の期間内に異議の申立をしなかったとき
- (2) 評価対象助産専門職大学院が異議の申立をした場合
 - a 認証評価評議会が異議申立を却下したとき
 - b 認証評価評議会が、評価報告書(原案)を修正したとき
 - c 認証評価評議会が、その再評価命令に基づく評価委員会の修正評価報告書(原案)を承認または修正したとき
- 2 評価報告書には、第3条10号の意見および第4条の異議申立の内容を付記する。
- 3 機構は、確定した評価報告書を文部科学大臣に報告する。
- 4 機構は、確定した評価報告書を評価対象助産専門職大学院に送付する。ただし、異議申立がなされなかった場合には、重ねて送付することを要しない。
- 5 機構は、確定した評価報告書を刊行物及び機構のWEBサイトに掲載する等の方法で公表する。
- 6 評価対象助産専門職大学院から提出された自己点検評価報告書についても、機構のWEBサイトに掲載し公表する。

(改善報告)

第9条 評価対象助産専門職大学院は、「評価報告案」を受け取り、指定された期日までに

「改善勧告」及び「問題点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければならない。

2 評価委員会は「改善報告書」を検討し、「改善報告書検討結果（案）」を作成し、認証評価評議会に報告する。

3 認証評価評議会は、「改善報告書検討結果」の決定後、これを評価対象助産専門職大学院に通知する。

（評価後の重要な変更）

第10条 当該認証評価の対象となった助産専門職大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

（年次報告書）

第11条 前条第1項に定めるほか評価対象助産専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出する（様式は別途）。

（評価の周期）

第12条 機構の認証評価を受ける助産専門職大学院は開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとする。また、その他の助産教育施設も5年を目途に認証評価を受審するように努める。

（評価基準の変更）

第13条 機構は、評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階において案を公表すると共に助産専門職大学院へ送付して、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

2 機構は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに評価対象助産専門職大学院に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象助産専門職大学院が作成する自己点検評価報告書にかかる認証評価に対して適用される。但し、評価対象助産専門職大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

（評価手数料等）

第14条 機構は、認証評価に関して評価対象助産専門職大学院の負担する評価手数料等に

ついて、別に定める。

(公表事項及び変更事項の届出)

第15条 機構は、以下の各号に定める事項を機構のWEBサイトに掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員の氏名
- (3) 評価の対象
- (4) 評価基準及び評価方法
- (5) 評価の実施体制
- (6) 評価の結果の公表の方法
- (7) 評価の周期
- (8) 評価に係る手数料の額

附 則

本規則は、機構理事会が平成19年11月1日に制定し、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日に施行する。

本規則は、機構理事会が平成22年10月6日に改定し、施行する。

＜別紙＞助産専門職大学院認証評価のプロセス
 認証評価評議会が評価報告書を確定する時点を当年度とする

(前年度)

月	日本助産評価機構	助産専門職大学院
10月	① 機構による評価についての説明会の実施 評価実施全体のスケジュールの合意 ② 評価員の選任と助産専門職大学院への通知	
1月	③ 自己点検評価項目の通知、説明会	
	申請受付	評価申請
2月	自己評価開始	

(当年度)

月	日本助産評価機構	助産専門職大学院
5月	評価員説明会	自己評価
6月	評価チーム編成	
7月		④ 自己点検評価報告書および必要書類の提出
8月	⑤ 評価チームによる書面調査 ⑥ 調査報告書(案1)作成 調査報告書(案1)及び質問事項を評価対象専門職大学院に送付 現地調査対象についてのリクエストの送付	
9月	⑦ 調査報告書(案1)への見解及び質問事項への回答を提出	
10月	⑧ 評価チームによる現地調査(評価員原則3名)	
11月	⑨ 評価チームによる調査報告書(案2)作成 調査報告書(案2)を評価対象専門職大学院に送付 調査報告書(案2)への見解提出	
12月	⑩ 評価委員会による評価報告書(原案)作成 評価報告書(原案)を評価対象専門職大学院に提示し意見を求める 評価報告書(原案)への見解提出 (異議申立は30日以内)	
2月	⑪ 認証評価評議会による報告書の確定(異議申立のない場合) ⑫ 異議申立がある場合は異議審査委員会で異議審査 意義に理由がある場合 評価委員会による再調査、修正評価報告書(原案)の作成 認証評価評議会の審理により、評価報告書の確定	
3月	評価報告書を評価対象専門職大学院に通知	
	文部科学大臣に報告 評価報告書の公表(WEB)	

5 助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定

2007.11.20. 決定

2008.04.08. 施行

第1条 助産教育認証評価手続規則第13条に基づき、この規定を定める。

第2条 助産専門職大学院認証評価手数料は、3,500,000円とする。

但し、評価手数料に消費税分を上乗せした額である。

第3条 評価手数料は、認証評価を受ける年度の4月末日までに納入しなければならない。

第4条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない

附 則

この規定は、平成19年11月20日を制定日とし、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日を施行日とする。